

## 東京大学(駒場) 駒場オープンラボラトリー 施設整備事業 入札説明書等に関する質問回答(第2回目)

本質問は、平成15年5月29日(木)～6月2日(月)に受け付けた東京大学(駒場) 駒場オープンラボラトリー施設整備事業の入札説明書等に関する質問を入札説明書等の項目順に整理し、記載したものです。  
質問は、意見者の記載のとおりを転載しています。

東京大学(駒場) 駒場オープンラボラトリー 施設整備事業の入札説明書等に関する質問(第2回目)

< 総括 >

- ・ 質問の受付期間 平成15年5月29日(木)～6月2日(月)
- ・ 回答の公表日 平成15年6月18日(水)
- ・ 入札説明書等に関する質問の受理件数 66件

入札説明書	:	1件
入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	:	1件
様式集	:	4件
要求水準書	:	37件
要求水準書・資料	:	2件
落札者決定基準	:	1件
事業契約書(案)	:	13件
基本協定書(案)	:	-件
その他	:	7件

平成15年 6月18日

東 京 大 学

東京大学(駒場) 駒場オープンラボラトリー 施設整備事業の入札説明書等(2回目)の回答(案)

番号	書類No.	項目	頁	(条)	(項)	(1)	(1)	ア	a	質問	回答
1		競争参加資格等	7	8	(1)	3		ウ		建設にあたり、建築工事一式の参加要件のみ満たす企業、電気工事の参加要件のみ満たす企業、管工事の参加要件のみ満たす企業等の複数企業により、建築工事一式、電気工事、管工事の全ての工事を共同企業体として実施することは可能でしょうか。同方式は、契約形態がわかりやすい(事業スキームが簡潔になること、保険料が節減できること等)、SPCの事務手続の簡素化や経費節減につながると考えられます。	可能です。
2		維持管理費の改定	6	2						第1回目及び第2回目の支払額が改定されていない場合の改定」に定める数式に基づいて改定がなされた場合、その改定期以降の支払額算出にあたって母数がPoIとなるように読みますが、第1回目及び第2回目の支払額が改定した場合の改定」に定める数式における支払額の改定が行われる毎に母数が変わっていくのに対して不整合かと思われるのですが、いずれかの考え方に一本化するようにご検討いただけないでしょうか。	2 第3回以降の支払額の改定(「第1回及び第2回の支払額が改定されていない場合の初回の改定」を、「(1)過去に支払額が改定されていない場合の改定」と読み替えてください。また、「(2)第1回及び第2回の支払額が改定された場合、または上記(1)の改定が行われたあとの改定」を、「(2)過去に支払額が改定された場合の改定」と読み替えてください。 なお、この変更は、事業契約書(案)別紙8「サービス購入費の支払方法及びサービス購入費の支払額の改定について」の中にある「改定率及び支払額の算出方法 2.第3回以降の支払額の改定」(1)(2)にも適用してください。
3		提出書類の作成要項	4	2	2					提出書類の右上欄に競争参加資格格確認通知書に記載されている登録受付番号を記載とありますが、先日頂きました競争参加資格格確認通知書に登録受付番号の記載がありません。後日登録番号等のご通知頂けるのか教示ください。	6月2日付けで「登録受付番号」を通知させていただきましたので、ご確認ください
4		提出書類の作成要項	4	2	4		6	~	12	提出書類で、事業計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書(図面集)、「維持管理計画に係わる提案書」運営補助計画に係わる提案書」資金調達計画等に係わる提案書」その他事項に係わる提案書」それぞれの副本25部をバインダー提出となっておりますが、バインダーで175冊となりますが、各項目をまとめたバインダー25部でなくてよろしいでしょうか。	提出書類の作成要領「記載の通り」各項目を別々にバインダーで綴じて提出下さい。なお、バインダーに代わりフラットファイルで提出することもよいものとします。
5		提出書類の作成要項	4	2	4		6	~	12	提出書類で、事業計画に係わる提案書」施設整備計画に係わる提案書」維持管理計画に係わる提案書」運営補助計画に係わる提案書」資金調達計画等に係わる提案書」その他事項に係わる提案書」がA4をベースとされていますが、提案書の中でA4の中にA3サイズを織り込ませてよろしいでしょうか。	A4の中にA3サイズを織り込んでいただいて結構です。(作成要領および各様式の注意事項に記述がありますので、それに従って下さい。)
6		資金調達計画等に係る提案書	67, 68	1	11	(3)	(4)			様式53-1(長期事業収支計画表(その1))については対象年度での記入とし、様式53-2(長期事業収支計画表(その2))については支払年度月次での記入という理解でよろしいでしょうか。	ともに、対象年度ベースではなく支払実施年度月次での記入として下さい。("資金調達計画等に係る提案書"の作成にあたっての注意事項"をご参照。)
7		業務全般に関する要求水準 ~ 一般事項	2		1	(1)	5			周辺家屋影響調査 対策の範囲は、事業者の判断によって考えて宜しいでしょうか? また、国際産学 期、期工事において調査 対策を実施された範囲と内容をご教示ください。(関連 :19頁、(3)、2)住民対応)	前段についてはお考えのとおりです。後段については施設部企画課にて閲覧します。
8		適用基準等	3		3					「基準類の最新版に準じた機能、性能を有すること」とは、機能、性能を満足していれば、必ずしも基準通りとする必要はないと考えてよろしいでしょうか。	最新の基準に沿って検討願います。
9		適用基準等	3		3					構造種別について要求水準書内では準拠文書である「学校建築構造設計指針 同解説(平成8年版)」では地上6階以上の建物の構造種別をSRC造およびS造を標準とすることになっています。構造種別は自由と理解してよろしいですか。	お考えの通りです。
10		敷地条件	3		4	(9)				(10)埋蔵文化財関連の項において、埋蔵文化財関連の調査は必要ない(試掘報告書有り)、とありますが、地下既存障害物及び埋設物(基礎、杭等)についてはどうでしょうか。【資料3)地盤状況参考図】からは読み取れないため、それらの有無について御明示願います。計画敷地部分の埋設物がある場合、解体前の構造物竣工図等の閲覧を希望します。	過去に設置されていた構造物の資料を、施設部企画課にて閲覧します。
11		施設概要 ~ 構成	4		5	(2)				研究「コアリテイルーム」に関しての使用方法を、具体的にご提示願います。	P15「別表-1」の用途を参照ください。
12		施設概要 ~ 利用時間 休日	5		5	(3)				研究者等以外の方が建物に出入りできる時間は平日の08:30 ~ 17:00とありますが、この時間外は受付業務を行わないと考えてよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
13		施設整備業務に関する要求水準	7 ~ 9		1	(3)	1	ア	~	電気設備において、インフラ工事として高圧電源、中央監視、防災設備及びLAN関係で既設設備更新及び接続等が事業者側の工事となっておりますが、既設建家状況、機器仕様及び既設共同溝等が不明なため、関連資料のご提示及び現地調査の実施をお願いいたします。	隣接する建物の資料を、施設部企画課にて閲覧します。
14		施設整備業務に関する要求水準	7 ~ 9		1	(3)	1	ア	~	本施設と既設共同溝の接続は埋設配管(FEP)等の埋設配管接続と考えてよろしいでしょうか。	既存共同溝と接続することとします。既存施設の資料については施設部企画課にて閲覧とします。
15		構内電話 情報設備	8		1	(3)	1	オ		緊急時対応について、設備異常・警備異常等の発報がでた場合は事業者 側にて監視業務を実施し、対応するものと考えておりますが、防災センターではどのような対応を行うかご教示願います。	防災センターも独自に(大学側として)対応する予定ですが、事業者も速やかに対応できる体制を整えてください。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
16		構内電話 情報設備	8	1	(3)	1)		オ		身障者用便所の呼出装置をはじめ、監視盤の発報について、共同溝内ケーブルラックを経由して防災センターに表示するシステムとすることとありますが、この防災センターとは「生研D棟 防災センター」のみと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
17		テレビ共同受信設備	8	1	(3)	1)		カ		CS受信とありますが、受信電波(110°CS、スカイサービス、パーフェクサービ)についてご指定があればご指示下さい。	CSについては受信可能な対応を考慮し、配管のみ事業範囲とします。
18		放送設備	8	1	(3)	1)		ク		放送設備について、「業務放送兼用設備を設置」とありますが、非常放送と業務放送の兼用。リモートマイクを設置。と考えてよろしいでしょうか。	本施設専用のアンプを設置するとともに、構内PHSからのページングに対応できる仕様としてください。
19		機械設備における基本的要件	9	1	(3)	2)		ア		飲料水系統と雑排水系統に分岐することとありますが、建物内に1階部分で分岐し、シャフト内に各々1系統屋外にあげ、上水用と雑排水の高置水槽を設置することと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
20		機械設備における基本的要件	9	1	(3)	2)		ア		ガス管を本建物に引き込むメイン配管に、屋外にてガスメーターを設置する必要がありますか。	必要ありません
21		機械設備における基本的要件	9	1	(3)	2)		ア		pH検知槽は自然流下方式と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
22		セキュリティ設備	9	1	(3)	1)		コ		研究室利用者が使用するICカード新規発行及び更新費用は、研究利用者の負担と考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
23		セキュリティ設備	9	1	(3)	1)		コ		セキュリティ設備の要求水準において、第1回目の質問回答70番では「IDカードは施設利用者の身分証明書等と兼用するタイプを使用し、且つ、個人別の入退室履歴までをデータ管理するもの」とありますが、退出管理については一時退出(部屋から退出する程度)を含む個人の退出履歴までデータ管理する必要があるのでしょうか？入退室履歴のデータ管理についての業務要求水準をお示し下さい。	現時点では未定です。なお、既存棟のセキュリティシステムについて、施設部企画課にて閲覧します
24		昇降機設備	10	1	(3)	2)		エ		昇降機設備について、要求水準書に17人乗り 積載荷重1150kg以上とありますが、標準規格は15人乗り 積載荷重1000kgで、コスト的には50%縮減できます。搬入口も別途計画しております。国際産学棟から2トンの設備の搬入も考えられますので、規格品で実質的な不都合はないかと思われませんが如何でしょうか。また、シャフトは透明感のある素材とし、外部からエレベーターシャフト、カゴの見え方に配慮した計画とすること、とありますが、カゴもシースルーにするように解釈できます。エレベーターによる実験設備 宅急便等の荷物の台車による搬送を考えると、シースルーではなく実用性のあるカゴにすることで、更にコストが50%程度縮減できます。実用的な対応でよろしいでしょうか。	前段については15人乗り 積載荷重1000kg以上とします。後段については、このエレベーターは単に当該建物の縦移動の機能を持つだけでなく、駒場 キャンパスにおける西側エントランスゲートの一部として透明感 開放感の表現も含めた提案としてください。
25		空調設備	10	1	(3)	2)		イ		研究実験室内のドラフトチャンバーおよび屋上の排気処理設備(スクラバー)は大学が行なう別途工事とする。とありますが、別表-3の管理 共用関連では「排風機」は、別途大学が調達するものとなっています。ドラフトチャンバーの排気処理設備(スクラバー)と排気ファンについては、用途的に不可分と考え、排気処理設備(スクラバー)及び排気ファンは、別途大学側が調達するものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
26		空調換気設備	10	1	(3)	2)		イ		要求水準から「外調機は各研究実験室、各研究室・ユーティティールームごとに単独とする。・ドラフトチャンバーの排気ダクトは指定本数以上確保する。・ドラフトチャンバーの排気量と同量の外気処理を行なった外気を供給すること。・ドラフトチャンバーの発停などにより風量が変わえられる省エネルギーシステムを採用する。以上によるとドラフトチャンパー用300 のダクト40本必要になり、それに見合う外気及びそれに見合う外気処理が必要となります。機器設置スペース ダクトスペース等かなりスペースを必要となりますが、すべてを留意する必要がありますでしょうか。	対応可能となるよう計画願います。
27		換気設備	10	1	(3)	2)		イ		「ドラフトチャンパーの排気量と同量の外気処理を行った外気を供給すること。」とありますが、外気処理とは、外調機により空調された空気を導入するものと理解してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
28		換気設備	10	1	(3)	2)		イ		研究室内のドラフトチャンパーおよび屋上の排気処理設備(スクラバー)は大学側で行う別途工事ということですが、以下の項目に関してはどのようにお考えでしょうか。・両設備の電源(電力)は大学側で確保するということでしょうか？また、その際における課金方法についてはどのようになりますか。・スクラバーの排水処理の方法はどのような方法でしょうか？また、それらのメンテナンスに関しては今回の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。・スクラバーの排水処理に関する動力(電力等)は各教室から実験用電力を使用するということでしょうか？	各室用の分電盤より利用者の負担で供給するものとします。スクラバー廃液については利用者が回収し、学内規定により処理となります。お考えのとおりです。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
29		その他	10	1	(3)	2)				各研究実験室及び研究・ユーティリティルーム、業務スペースについて、水道水・都市ガスは自動検針できるシステム、空調は課金できるシステムとありますが、電気の使用料についての対応はどのようにお考えでしょうか。	要求水準書 1.(3).1).ア及びイを参照願います。
30		その他	10	1	(3)	2)				各研究実験室及び研究・ユーティリティルーム、業務スペースについて、空調は課金できるシステムとすることとありますが、課金の請求業務又は現金収受等の業務は事業範囲外とと考えてよろしいでしょうか。	エネルギー使用に関する検針及びデータ報告は事業範囲とします。また、請求に関する事項は大学にて実施とします。
31		建物周辺部～雨水排水について	11	1	(4)	1)				雨水排水については、流出制御に配慮すること。」とありますが、具体的な流出制御の基準があれば、ご指示ください。	目黒区 雨水流出抑制指導要綱」によるものとします。
32		便所	13	2	(2)	5)				大便器は全て自動洗浄便座を設けるとありますが、一般型リサイクルと考えるとよろしいですか。	お考えのとおりです。
33		別表-1	15							専用スペース6階事務管理室の運営職員の具体的業務内容とそれに伴う必要スペース(例えば、印刷室、応接室、書庫等)についてご教示願います。	6階業務スペースは研究に関する事務支援スペースとして、一般的な事務室機能を想定しています。
34		別表-1 研究実験室A	15	2	(3)					研究実験室A(ナテク材料系生物系)の<床>の要求水準について「F3(給排水が自由な位置でできる事)との表記がありますが、「自由な」ほどの程度の幅を考えれば宜しいですか?いくつかの実験機器レイアウトを想定し、その中で自由に給排水ができるエリアを設ける事と解釈しますが宜しいですか?F2(配線の取り出しが自由にできる事)との表記がありますが、床から限定でしょうか?室単位でその要求(自由な配線の取り出し)が満足できれば良いと解釈しますが宜しいですか?	固定されたレイアウトではなくある程度自由な利用形態が見込める提案をお願いします。利用者にとって負担とならない配線方法を検討願います。
35		別表-3 設置備品等	18							(別表-3)別途大学にて調達いただく各階のごみ置場の分別用ゴミ入れの種類及び容器の寸法についてご教示願います。	分別種類については閲覧資料(環境安全指針)を参照ください。容器寸法についてはW300×D400×H600程度を予定しています。
36		別表-3 設置備品等	18							(別表-3)階ごみ置場にも各階ごみ置場同様、分別容器の設置をご検討いただけますでしょうか?	分別容器の設置を予定します。
37		施設整備業務に関する要求水準～施工管理	20	3	(3)	6)				工事完成時に提出する施工記録の内容(リスト)をご教示ください。	打合せ記録、大学が実施した随時検査記録等のしゅん功図書に含まない資料を想定しています。
38		維持管理業務に関する要求水準	21							維持管理業務に従事する施設常駐スタッフの対応は年間365日通年対応か、もしくは平日(祝日を除く)～金曜日の8:30～17:00)対応かご教示願います。	平日対応とします。
39		建物保守管理業務	22	3	3					規定された各事項について、仕上げ材のはがれ等、予防することが困難である事項については発生の都度協議の上、対応するものと理解して宜しいでしょうか。また、コンクリート表面上のひび割れ等、部材の性質として、使用者の原因によって発生したのものに関しては適用外と理解して宜しいでしょうか。	事業期間中に想定される一般的な修繕は事業者の負担とします。なお、利用者起因する事項については大学の負担とします。
40		運営補助業務に関する要求水準	27							運営補助業務に従事する施設常駐スタッフの対応は年間365日通年対応か、もしくは平日(祝日を除く)～金曜日の8:30～17:00)対応かご教示願います。	平日対応とします。
41		運営補助業務に関する要求水準～ヘルプサービス業務	27	3	(1)	2)				ヘルプサービス業務の中で、ラボ内の修繕(改修計画策定・施工管理)とありますが、技術的に高度で専門的な能力が要求とされますので、別途有償とさせていただいてよろしいですか。 また、改修計画策定や施工管理においては、実験設備の性能や品質に関する責任区分が不明確になる恐れがあります。ここでいう改修計画策定や施工管理とは、スケジュール調整や大学側が指名する実験設備の施工業者との業務調整であり、建物の維持管理者としてのアドバイスや便宜を図ることと考えられます。従って性能保証はしなくても良いと考えてよろしいですか。	本業務については、施設の設計・施工・維持管理者として円滑な研究活動を支援願うものです。実験機器の設置等については請負者の責任で行ないますので、その性能保証は範囲外とします。
42		運営補助業務に関する要求水準～受付業務	27	2	(1)					会議室管理に関しては大学側の運営業務ということで宜しいでしょうか?	お考えのとおりです。
43		運営補助業務に関する要求水準～ヘルプサービス業務	27	3	(1)	2)				「ラボ内修繕(改修計画策定・施工管理)」とありますが、実験・研究室内等専有諸室の改修等に要する費用負担は、貴大学によるものと理解いたしますが、宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
44		資料5 外装								資料-5の計画建物イメージ図(ユニヴァーシティ広場側立面図)において、計画建物と国際・産学共同研究実験棟との間にS.C:スクリーンが表現されています。これの設置意図(目的、必要機能等)についてご教示下さい。当方にて、設置・不設置を判断し、設置する場合はその材料について決定するための情報を要望しています。	スクリーンは、既存建物の渡り廊下、重量物搬入デッキを覆い、隣接する建物を含めたオープンテラスを構成する壁面の統一した景観を揃えるためのものです。従って、材料等については、当該目的が達せられる範囲で提案にお任せします。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
45		共同構について								既存の共同構が計画建物の手前で終わっていますが、計画建物まで伸ばして接続させる必要はありますか。その場合、共同溝設置工事は大学側工事もしくは、本計画工事となるのでしょうか。本計画工事の場合、既存共同構の状態がわかる資料を提示していただけますか。	既存共同溝と接続することとします。既存施設の資料については施設部企画課にて閲覧とします。
46		加点項目審査	5	5	3					本施設の防犯性として「セキュリティシステムは、キャンパス全体で導入が予定されているエカードと整合性が、検討されているか。」との記述がありますが、入札説明書等に関する質問回答(第1回目)の番号96の御回答において「既存システムの変更は認めない」との御回答がございませう。本施設のセキュリティシステムにおいて、キャンパス全体で導入が予定されているエカードと整合性がとれるセキュリティシステムの導入が必要と考えますが、想定されるセキュリティシステムとエカードの内容を詳細にご教示願います。	全学的なセキュリティシステムについては、現段階では未定であるため、整合については評価基準から削除します。
47		第2章 総則	5	11条						第1回目質問回答の追加回答NO.112にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけてよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法による理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても入札説明書等の誤謬等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いするということになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は(入札説明書等の誤謬等と相当因果関係がある範囲で)それ自体が増加費用の一部(利益がある場合は控除額)であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
48		第3章 本件施設の設計	5	12条						第1回目質問回答の追加回答NO.116にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけてよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法による理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても大学の指示、要求水準書等の不備等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いするということになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は(大学の指示、要求水準書等の不備等と相当因果関係がある範囲で)それ自体が増加費用の一部(利益がある場合は控除額)であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
49		第3章 本件施設の設計	6	12条	9項					第1回質問回答NO.117にて、「減少費用については、本件施設の施設整備費に組み込まれる」となっておりますが、その際、金融関連費用(スワップレイクコスト等)が発生した場合は大学にて負担していただけて理解してよろしいでしょうか。	「スワップレイクコスト」は設計費用の減少の一方で施設整備費の増加要因となるため、結局サービス購入費の減少額の算定に当たって、設計費用の減少をネットする形で、勘案される、ということになります。なお、仮に設計費の減少でスワップを解約して事業者に利益が出る場合は、当該利益は、当然サービス購入費の減少に反映される、ということになります。
50		第3章 本件施設の設計	6	13条	2項					第1回目質問回答の追加回答NO.119にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけて理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても大学の要求による設計図書の変更と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いするということになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は(大学の要求による設計図書の変更と相当因果関係がある範囲で)それ自体が増加費用の一部(利益がある場合は控除額)であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
51		第3章 本件施設の設計	6	14条	3項					第1回目質問回答の追加回答NO.122にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけて理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても第14条第2項に基づき「変更と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いするということになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は(第14条第2項に基づき)「変更と相当因果関係がある範囲で」それ自体が増加費用の一部(利益がある場合は控除額)であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
52		第3章 本件施設の建設	10	25条	2、3項					第1回目質問回答の追加回答NO.129にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましては増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても参考資料の誤謬等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（参考資料の誤謬等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
53		第3章 本件施設の建設	11	27条	5項					第1回目質問回答の追加回答NO.133にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても本施設の設置・運営と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（本施設の設置・運営と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
54		第3章 本件施設の建設	12	29条	2項					第1回目質問回答の追加回答NO.135にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても本件工事の施工の一時中止等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（本件工事の施工の一時中止等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
55		第4条 本件施設の建設	14	36条	3項					大学と事業者の協議により、大学負担となった費用については施設整備費相当に組み込まれて支払われるという理解でよろしいでしょうか。その際、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	本条項は大学側の指示等に起因して本件工事に要する費用が減少した場合の取扱いについて規定しており、ご質問の様なケースは他の該当条項の取り決めに従って決せられます。
56		第3章 本件施設の建設	15	39条						第1回目質問回答の追加回答NO.148にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。なお、当該増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても引渡しの遅延と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（引渡しの遅延と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
57		第5章 本件施設の維持管理及び運営補助	16	42条	1項					「大学の承諾を得た場合」とありますが、合理的に支障がないと確認される場合にはご承諾いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	維持管理業務も含め、事業者から長期にわたる事業期間中の体制その他をご提案いただき、それに基づいて事業契約を締結する、というPF事業の趣旨からすれば、本項で言う維持管理業務の第三者への委託等は、当初のご提案で想定されていた場合は別として、想定外の事態との位置付けになると考えられます。従って、その際の大学の承諾は、やむを得ないものか、大学にとって明らかにメリットが大きいか等、様々な要素を加味しての判断と考えると考えられます。
58		第6章 契約期間及び契約の終了	21	58条	2項					第1回目質問回答の追加回答NO.180にて「当該追加費用のうち施設整備に関するものについては本施設の施設整備費相当に組み込まれる」となっておりますが、増加費用の資金調達に係る金融費用についてはお支払いいただけないと理解してよろしいでしょうか。また、当該損害の支払いにつきましても増加費用と同様の支払方法によると理解してよろしいでしょうか。なお、当該損害及び増加費用に係る割賦金利につきましては、当該資金調達金利を勘案してお支払いいただけますようお願い致します。	資金調達に係る金融費用についても大学による義務違反等と相当因果関係のある範囲のものであれば、増加費用自体に含まれるとの理解です。したがって、通常のものであれば増加費用に含めてお支払いすることになります。また、割賦金利の利率は事業契約において予め決められており、調達金利の変動を割賦金利に反映させることはできませんが、調達金利の変動による事業者の費用・利益は（大学による義務違反等と相当因果関係がある範囲で）それ自身が増加費用の一部（利益がある場合は控除額）であり、むしろ増加費用の算定にあたって勘案されることになると考えます。
59		別紙9	50	4	3					3-(1)- 又は」とありますが、4-(1)- 又は」の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りです。事業契約書は最終的に修正することと致します。

番号	書類No.	項目	頁	1 (条)	1 (項)	(1)	1)	ア	a	質問	回答
60		質問番号61番	5							LANラックに收容されるLAN機器やUPS等の大きさが大学側での調達となるため、ラックの大きさ(高さ)が想定できません。各LANラック(メイン、サブ)の大きさ(高さ)をご提示願えませんか。	EIA規格ラックとし、大学側が設置する機器(ユニット数16程度)を考慮してください。
61		質問番号82番	6							FAXに関して、機種等が不明なため、回答通りの対応で問題無いと考えて宜しいですか。	FAXの設置については未定です。電話と兼用する考え方もありますが、予備回線数の必要性は検討してください。
62		質問番号159番								第1回目159ご回答の「要求水準書の変更に伴う維持管理業務等に係る費用の増加は、事業契約書第43条第2項によって、大学の負担となるものとします。」には、法令変更により要求水準書の変更が必要とされる場合が含まれるものと理解してよろしいですか。	法令変更によって大学側が必要と判断し要求水準書を変更する限りにおいて、ご理解の通りです。
63		質問番号164番								第1回目164大学が所有する本件施設について、法令変更又は不可抗力により修繕又は模様替えが必要となった場合に、事業者が一部であってもかかる費用を負担することとされる根拠とお考えをご説明いただけますか。	法令変更の場合、及び不可抗力の場合に事業者が負担する費用は、(修繕または模様替えの費用そのものではなく)維持管理費相当の100分の1です。維持管理費相当には事業者の税引後利益も含まれていることを助案すれば、不合理なリスク負担ではないと考えます。
64		質問番号198番								第1回目198修正案は、事業契約締結時点での事実に関する大学による表明保証を述べたものであると理解しておりますが、修正案をご検討いただけない理由をご教示いただけますか。	債務負担行為に関しては、行政府が起案し国会が議決する事項であり、大学としての行為ではないこと、事業者においても大学と同程度にその有無、適法有効性を確認できることにより、大学が表明保証を行う必要性はないと考えられます。
65		質問番号204番								第1回目204現時点で予測不可能な外形標準課税等については大学に負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	第73条の規定によります。したがって、予測不可能であった新たな公租公課の負担については、必要に応じ事業者が大学と協議することになります。
66		なし								消火栓ポンプの電源は、発電機若しくは専用受電設備の非常電源が必要となりますが、既設建家の消火栓ポンプ電源の考え方及び実施例をご提示ください。	専用受電設備にて対応してください